



北多摩北 (小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市) 第66号

報 司 護 保

令和4年7月31日発行 北多摩北地区保護司会
発行責任者 会長 高日孝子

津田塾大学正面



郷土史に心を寄せて



北多摩北地区保護司会 副会長 久下 幸廣

困難な時代に今私たちは遭遇し、その対応に苦慮しています。通常の生活がいかに大事であり、様々な困難に打ち勝ってきた先人たちの貴重な努力と知恵の営みがいかに大切だったかを身をもって知らされます。それはすなわち我が身を置くこの大地、身近な郷土に視点を置く生き方ではないでしょうか。それぞれの市で発行されている郷土史という宝のツールを再認識してゆくと、地勢に歴史に様々な営みに、世界の認識と今後の自身の生き方に処する大きな智慧と力が自身のなかに湧いてくるのを感じます。

私たちは様々な対象者の保護観察処遇を実践しています。それぞれが生まれ故郷に良きも悪きも人生の足跡を残しているはずですが、私は自分で記録してきている保護観察処遇ノートを常に参考にして相手の心に常に寄り添える様に心がけています。身近な話題に郷土の歴史や思いを馳せてもらえれば、更生への道がより一層確実な方向に進んでいけるだろうと思います。今までの経験から面接時にはこうした対象者の足跡、もしくはそれに通ずるヒントを通して、相手の心の扉が大きく開いたと実感する場面が多々ありました。

ある郷土史のなかに私の愛する郷土・小平の心と風景が記述されています。「玉川上水には、春は桜が咲き、土手には四季折々の草花が咲く、鳥や昆虫も多い。まだ蛍さえとんでいる。こうした自然は、一度破壊すると二度と帰って来ない。鷹の台付近の玉川上水への雑木林は、今は武蔵野の面影を止める貴重な場所となつてしまった。」(郷土こいだいら 小平市教育委員会発行)

人の心も、移り行く世相に流されず穏やかに安寧に営みが続いていくことを願うものです。

令和四年度保護司特別研修に参加して



北多摩北地区
研修部長
栗原 健人

六月八日本庁にて開催された保護司特別研修に参加。コロナ禍で参集形式での開催は三年振りとの事であった。東京保護観察所管内各地区より合計三十余名が参集。テーマは「事例検討の進め方について」。前段で二瓶陽子統括保護観察官より「事例検討にあたり留意したい事」の内容。まずは対象者のプライバシーには特に気を付けて頂きたいということ。

本日の構成

- ・事例検討の意義
- ・事例検討における留意点
- ・事例検討体験
- ・事例検討会のコーディネーターになった際に留意したいと感じたこと

事例検討の意義

【事例提供者にとっての意義】
事例検討の準備をする中で、その事例を振り返り整理することができる
自分が困っていることについて、ほかの人がどのように処するかについて意見を求められる
それらの体験を通じて、自身の事例への取り組み方に新たな視点を加えることができるようになる

【事例検討会参加者にとっての意義】
自分が担当する以外の事例を疑似体験できる
ほかの人がどのように事例を進めているかがわかる
自分の担当する類似事例理解の参考になる

事例提供者側の留意点

- ・事例検討の対象者に対する配慮（誰に、どの範囲のことを、何の目的で話してよいかを相談して、同意をとる）
- ・何を話し合いのポイントにしたいかを検討する
- ・情報を整理し、どの程度の情報を提供するかを考える
 - 対象者、場所、時期の表記の仕方
 - 自身の見立て vs 周囲の見立て
 - 事例理解に役立つ情報の領域・・犯罪関連（本件の経緯や本件以降の様子、犯罪歴、リスク予測）、飲酒等の問題行動、家族関係・家庭環境、経済力、就労・就学状況、他者との交流、生活スタイル、これらを本人自身どうとらえて行動に結びつけているか（本人の精神状態や性格傾向を含む）
 - 改善更生に向けての見どころ

で更生保護を考えられている。事例提供者にとっての意義を「自分が困っている事例に対して、他の人ならどのように処するか意見を求めることができる。その体験を生かして現在の事例に対して新たな視点を加えることができる」とし、また参加者にとつての意義は「ほかの人がどのような事例をどのように進めているかを知ることができ、

類似事例理解の参考になる」とお話された。続く事例提供者の留意点として「何の目的で、誰に、どの範囲の事を話してよいかについて対象者に同意を取る事」「何を話し合いのポイントにするか」を明確にするなどのアドバイスを頂いた。また「集団守秘義務を順守しながら、専門家同士の優劣を競う場ではなく、専門家

同士の相互支援、相互向上を目指す意見交換の場であるという認識の喚起が大事」というポイントを示された。最後に本日の事例検討体験を通して、各地区や分区分で今後開催する事例検討会にどのような工夫をしてみようと思われたかと参加者へ問いかけを頂き、約二時間の講義が終了となった。今後に生かしていきたい。

令和四年度北多摩 北地区保護司会総会

総務部長 浅見 良子



令和四年度の北多摩北地区保護司会の総会は、五月十七日(火)午後一時三十分から東村山中央公民館ホールで開催されました。コロナ感染予防対策として密を避けるため会場を広い同ホールに変更し、検温、アルコール消毒等の準備を整え三年ぶりの会場開催に至りました。

会員数百二十四名のうち出席百十三名(委任状三十六名を含む)



で総会が成立し、総会次第に沿って進められました。高日孝子会長の挨拶に続き、来賓の祝辞と紹介があり、議事となりました。

議長団には東村山分区の黒羽昭保護司と清瀬分区の野島芳夫保護司が選出され、令和三年度事業報告、収支決算と監査の報告があり承認されました。次に令和四年度事業計画案、収支予算案が提案されもって令和四年度の北地区保護司会活動が始まりました。会場よりの名簿に関する意見に対しましては今後理事会で検討することとなりました。

続いて第二部として講演会がありました。

テーマ 少年法改正による 新たな保護観察について

講師 東京保護観察所立川支部長

藤井 淑子氏

少年法等改正が令和四年四月一日から施行され、家庭裁判所の処分時十八・十九歳の少年は「特定少年」と呼ばれ保護観察が変わります。

① 特定少年の保護処分

① 二年の保護観察

保護観察期間は二年間です。保護観察中に遵守事項違反があり少年院への収容(二年以下)が決定すると保護観察は停止され、釈放された時に再開します。その時は期間満了日が延期されます。解除、一時解除の良好措置があります。

② 少年院送致

三年以下の収容期間が定められ少年院に送致されます。仮退院の決定により釈放させることができ、仮退院中は保護観察に付されます。

③ 六ヶ月の保護観察(更生指導)

保護観察期間は六ヶ月間で、保護観察官による講習形式の処遇が主となります。保護司指名は

ありません。

② その他

① 検察官送致(逆送)される範囲が広がります。

家庭裁判所が事件を検察官に送り、検察官によって刑事裁判所に起訴され、刑事裁判で有罪となれば刑罰が科されます。特定少年については原則逆送対象事件に「十八歳以上の少年のとき犯した死刑、無期または短期一年以上の懲役・禁錮に当たる罪の事件(現住建造物等放火罪、強制性交等罪、強盗罪、組織的詐欺罪等)」が追加されました。

② 事件が検察官により起訴された場合は実名報道されることがあります。

③ 特定少年は、ぐ犯により保護処分に付すことはできないこととされました。

特定少年については新しい保護処分ができましたが、処分時十八歳未満の者の保護処分には変更ありません。また対象者の面接指導、生活環境の調整は大きく変わりありません。十八歳以上は成人となりますが、更生には家族の協力、支援は必要です。保護者への働きかけも大事です。

藍綬褒章を受章して



小平分区 高日 孝子
清瀬分区 國井 富枝

令和四年春の褒章に際して藍綬褒章の榮に浴し、身に余る光榮に深く感謝しております。

三月初旬、内定の報を受け新聞発表の四月二八日まで家族以外の口外を控えるようにとのことで、保護司の守秘義務に慣れていることもあり時を待ちました。受章の実感は法務省における伝達式でございました。これもひとえに関係機関、北多摩北地区保護司会、分区の皆々様のご指導・ご鞭撻の賜物と心より深く感謝致しております。平成一四年二月に保護司を拝命して以来、人とのふれあいと対話を大切に活動してまいりましたが、当初は自分の知りえなかつた家庭環境や社会に接し驚くばかりでした。対象者との初回面接は、今も初心に返れる大切な機会となり緊張いたします。

保護司活動も変遷期にあり益々多様化する現状から、心新たにより一層精進してまいります。夏には皇居内見学が予定されていますので楽しみにしております。この度は、同期の友との同時受章をこの上なく幸せに存じます。ありがとうございます。

人事 往來

○新任保護司

左記の方が新たに保護司として委嘱されました。どうぞよろしくお願いたします。

令和四年五月二五日付



小平分区 齋藤 敦

看護師と社会福祉士資格があり、東京社会福祉士会の司法委員会に在籍し、自分の福祉系会社は東京三弁護士会の依頼で更生支援計画を作る司法福祉に関わり、興味を持ちました。



東村山分区 鳥羽 美香

この度、保護司となりました。よろしくお願致します。現在現役で働いている為、時間が取れず何かと迷惑をおかけするかもしれませんが、何卒ご指導の程お願い申し上げます。



東久留米分区 三沢 利夫

この度保護司として活動させて頂いたことになりました。どこまで出来るか正直自信がありませんが、少しでも社会貢献のお役に立てるよう、微力を尽くしてまいります。よろしくお願致します。



東久留米分区 村野 邦男

このたび保護司をお引き受けるにあたり、私に務まるかどうか、その重責に大変迷いましたが、人のため、自分のためになるよう頑張りたいと思えました。よろしくお願致します。

○任期満了保護司

令和四年五月二四日付 原 健一 (東久留米分区) 在職十四年

保護司会の皆様には大変お世話になり、誠にありがとうございました。在任中関わった事件や出来事の本質はしっかりと記憶に留めてまいりたいと思います。改めてお礼と共に保護司会の益々のご発展をお祈り申し上げます。

○退任保護司

令和三年八月三一日付 山本眞理子 (小平分区) 在職十五年

〈表紙写真説明〉

小平市「津田塾大学正面」

令和六(二〇二四)年から新五千円札の肖像に採用される津田梅子(つただうめこ 一八六四—一九二九)と、彼女が創立した津田塾大学の本館「ハーツホン・ホール」(小平市津田町)。彼女は日本初の女子留學生の一人で明治期に活躍した女性。明治三三(一九〇〇)年、津田梅子は私立女子高等教育における先駆的機関のひとつである「女子英学塾」を創設します。明治三六(一九〇三)年、女子英学塾は麴町区一番町から元園町を経て五番町の英国大使館隣接の地に移転しました。

その後関東大震災を経て、現在の府中街道沿いの、南に玉川上水が流れる小平キャンパスが昭和六(一九三二)年に完成し移りました。昭和二三(一九四八)年三月二五日付で「津田塾大学」として設立認可があり、英文学科を開設しました。近代日本に対する貢献は、資本主義の父が渋沢栄一であれば、津田梅子は女子教育の母と言えます。

編集後記

先日保護司として初めて駅頭活動に参加した。中学校の教員の頃は、生徒会役員や中学生ボランティアを引率して、中央線沿線の駅頭でティッシュなどを配布し、社明運動の意義を流布する活動をお手伝いした。また「社会を明るくする運動」作文コンテストの表彰式に参列したこともあった。今保護司として、保護観察の対象者を地域社会に受け入れ、生きづらさを少しでも解消できるよう、社明運動の趣旨を多くの人と共有する役割を果たしたいと思う。(RS)

昨年末から今年一月にかけて保護司を題材にしたドラマがテレビと映画で公開されました。映画「前科者」、これのテレビドラマ版「新米保護司 阿川佳代」(ともに有村架純主演、全六回)、「生きてふたたび保護司・深谷善輔」(館ひろし主演、全八回)。このような社会的な注目(?)はうれしいこととありますが、できすぎな保護司像に少々戸惑いもありました。東京保護観察所のアナウンスによると、保護司専用ホームページH@ (はあと)での報告書の作成が今年中には開始できるとのこと。たくさん切手を買って入るのはそろそろやめた方がいいかもしれません。(MS)

事務局 東村山分区

東村山市健康福祉部自立相談課 相談第1係

042-393-5111(代)